

## 第 2 4 期 第 2 5 回 農 業 委 員 会 総 会 審 議 結 果

開 催 日 時	令和 4 年 9 月 2 6 日 (月曜日) 午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 2 5 分				
開 催 場 所	苫小牧市役所第二庁舎 2 階北会議室				
出席 農 業 委 員	及 川 末 男	五十嵐 堅 司	丹 羽 秀 則	野 村 真 理 子	計 6 名
	山 内 幸 子	今 泉 宏 治			
欠 席 委 員	中 岡 亮 太				

### 審 議 事 項

#### 報 告 第 1 号 現況証明願いの専決処分について

所在・地番	登記地目	農地台帳地目	面積	申 請 者 (所有者)	願出理由	確認結果	確認委員
苫小牧市 字沼ノ端 4 番 2 4 番 26	原野 原野	登録なし 登録なし	27, 213 m <sup>2</sup> 330 m <sup>2</sup>	■■■市■■■町 ■丁目■番■号 ■■■■■■■■■(株) 代表取締役社長 ■■ ■■ (■■■■■■■■(株))	砂利採取申請の為	農地・採草放牧地以外	農業委員 今泉 宏治 推進委員 寒河江 一富 早勢 光明

審議結果	原案承認
------	------

報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の専決処分について

(競売による所有権移転)

申請人（落札者）の状況				
住所・氏名	農業従事者	経営面積(㎡)	大農機具及び自家労働力 以外の労働力	経営品目
■■郡■■町 ■■■■■■■■ ■■■番地■■■  ■■ ■■	1人	28,222	農機具 トラクター 3台 コンバイン 2台 田植機 1台	稲作 野菜
土地の表示				
所在・地番	地目		面積(㎡)	
	登記	現況		
苫小牧市字樽前 294番の内	牧場	畑	18,247の内	17,397
申請理由及び契約の内容				
申請理由・・・ 競売による落札				
競売の裁判所（執行行政庁）		札幌地方裁判所民事第4部		
競売の事件番号		令和3年（ケ）第70006号		
買受適格者証明書交付日		令和4年5月26日 苫農委第1号		
開札期日（最高価買受申出人決定日）		令和4年6月30日		
落札価格		■■■■■■■■円		

※ 裁判所発行「期間入札調書抄本」にて確認。

※ 農地法第3条調査書 別紙 1

審議結果	原案承認
------	------

議案第1号 農用地利用集積計画の策定について

(賃貸借権の設定・一部転用)

整理 番号	R4-12	利用権の設定を受け る者	住 所	■■■郡■■■町■■■■■■ ■■■番地	
			氏名又は名称	(有)■■■■■■■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■	
		利用権を設定する者	住 所	■■■市■■■■■■町■■■■番地	
			氏名又は名称	■■■■■■ ■■■■■■ 理事長 ■■■ ■■■	
利用権を設定する土地			設定する利用権		
所 在	地 番	現況地目	面 積(m <sup>2</sup> )		利用権の種類
苫小牧市 字植苗	100番15の内	畑 山林原野	36,543の内 24,842 11,701		賃貸借権
設定する利用権					利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係
始 期	終 期	借 賃(円)	借賃の支払方法		賃貸借
令和4年10月1日	令和22年11月30日	■■■■■■■■円/年 (■■■■■■円/10a)	毎年12月20日 迄に■■■■■■ 円と翌年4月 20日迄に■■■ ■■■円を指定 口座へ振込		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		設 立 年 月 日		農 作 業 従 事 日 数		
(有)■■■■■■■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■■ ■■■		平成10年3月25日		—		
設定を受ける土地の面積(m <sup>2</sup> )		現に耕作又は養畜の事業に供している 農用地の面積(m <sup>2</sup> )		主たる経営作目		
農 地	24,842	農 地	1,003,842	軽種馬 牧草		
そ の 他	11,701					
世帯員(構成員)の農業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60 歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	15人	—	軽種馬	398頭	トラクター	2台
	農業専従者					
農業補助者	主として農業に 従事する者					
女	2人	従として農業に 従事する者	人 (人)			

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書 別紙2

審議結果	原案可決
------	------





## 農地法第3条調査書

(競売による所有権移転)

申請者： ■■ ■■		作成者： ■■ ■■
	判断の理由	不許可に該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・申請人の経営農地は全て耕作されており（昨年は体調不良により一部休耕）、保有している機械の能力、農作業に従事する親族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・申請人は個人の農業者である。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・申請人は年間180日農作業に常時従事している。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・申請人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超える。	しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・申請に係る農地は競売中の農地であり転貸には当たらない。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・申請人は、権利取得後は大根、カボチャ・野菜苗等を主体に栽培を行う計画であることから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。	しない

農業経営基盤強化促進法第18条 調査書

(利用権の設定：賃貸借権設定)

譲受（借）人： 有限会社 ■■■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■		譲渡（貸）人： ■■■■■■■■■■ 理事長 ■■ ■■	作成者： ■■ ■■
法18条の条項	判断の理由		不許可に該当
第2項第6号 (解除条件)	・借人は、農地所有適格法人である。		適応なし
第3項第1号 (基本構想適合)	・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。		しない
第3項第2号イ (全部効率利用)	・借人は、農地所有適格法人であり、本市と隣接する安平町で長く畜産業を経営しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると認められる。		しない
第3項第2号ロ (農作業常時従事)	・借人は、農地所有適格法人としての要件を全て満たした会社であり、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると認められる。		しない
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)	・第2項第6号に規定する者でない。		適応なし
第3項第4号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。		適応なし

※参考 農地所有適格法人要件（農地法第2条3項）

要件	判断の理由	適否
形態要件	会社法人（有限会社）である。	適
事業要件	主たる事業が農業である。（定款）	適
構成員要件	構成員、常時従事要件を満たしている。	適
役員要件	役員2名のうち2名が構成員であり、常時農業に従事（年間150日以上）すると認められる。	適